

# 建築設備関係 工事監理状況報告 区分と様式

## (1) 建築物に設ける建築設備

イ	地階を除く三以上の階数を有する建築物で延べ面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの	・建築設備工事監理状況報告書（第13号様式の4） ・建築設備概要書（別記第1号） ・建築設備工事監理状況調書（別記第1号の2）
ロ	イ以外の建築物	・建築設備工事監理状況報告書（第13号様式の4の2） ・建築設備概要書（別記第2号） ・建築設備工事監理状況調書（別記第2号の2）
ハ	建築基準法第88条に掲げる工作物	・建築設備工事監理状況報告書（第13号様式の4の2の2） ・建築設備概要書（別記第3号） ・建築設備工事監理状況調書（別記第4号）

## (2) 昇降機

建築物に設ける昇降機	・昇降機工事監理状況報告書（第13号様式の4の3） ・昇降機工事監理状況調書（別記第5号）
工作物で観光のための昇降機	・昇降機工事監理状況報告書（第13号様式の4の4） ・昇降機工事監理状況調書（別記第6号）
遊戯施設	・遊戯施設工事監理状況報告書（第13号様式の4の5） ・遊戯施設工事監理状況調書（別記第7号）

## 【お問い合わせ先】

北区 まちづくり部 建築課 設備審査担当 TEL 03-3908-9184